

静岡県告示第154号

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第53条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を津波災害警戒区域に指定する。

令和6年3月5日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 区域

掛川市横須賀、掛川市大渕、掛川市沖之須、掛川市西大渕、掛川市山崎、掛川市大坂、掛川市千浜、掛川市三俣、掛川市国包、掛川市国安、掛川市浜野、掛川市浜川新田及び掛川市菊浜の一部の区域（次の図に示す部分に限る。）

2 基準水位

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県袋井土木事務所及び掛川市役所に備え置いて縦覧に供する。）